

旧合同庁舎の解体工事を行います

村では、現行の耐震基準に適合していない旧合同庁舎の解体工事に着手します。工事期間中は工事車両が通行します。安全最優先で工事を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

期間▼7月下旬から12月下旬まで(予定)

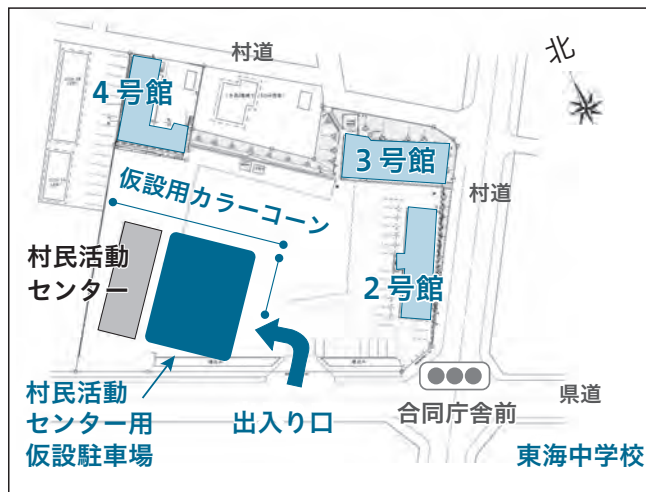
内容▼旧合同庁舎2号館・3号館・4号館の解体(村民活動センターは対象外)

施工業者▼有限会社よこすか建設

【位置図】



【問い合わせ】都市政策課建築担当(☎282-1711 内線1248)、財政経営課ファシリティマネジメント担当(☎282-1711 内線1335)



水道メーター(量水器)を交換します

水道メーター(量水器)の有効期間は計量法により8年間と定められており、定期的に交換することとなっています。交換時期に該当するお宅には、村が委託した施工業者(「量水器交換業務作業用」と書かれた身分証明書を携帯)が訪問して交換作業を実施します。敷地内に入り作業しますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】水道課業務担当(☎282-1711 内線1154)



期間▼8月5日(火)～9月3日(水)、10月7日(火)～11月4日(火)のいずれか

場所▼村内給水区域内

交換対象▼水道メーター(量水器)の番号の上2桁が17のもの

費用▼無料

施工業者▼弓山建設工業株式会社、株式会社イシガミ、株式会社真栄工業、株式会社浜田工業所、有限会社三ツ和工業、有限会社大建工業

その他▼▽交換作業への立ち会いは不要です。

▽**施工業者が費用を請求することはありません。**▽不審な点があるときは、水道課へご連絡ください。

作業に際してのお願い

▽作業は短時間で終了しますが、その間は断水となります。

▽不在でも作業を行う場合があります。

▽作業後、まれに濁り水が出る場合がありますので、水を少し出してからご使用ください。

▽メーターボックスの上に物を置かないでください。

▽犬はメーターボックスから離れた所につないでください。

▽メーターボックス付近は庭木などで覆われないようにしてください。

▽メーターボックス内に磁気活水器等を設置すると交換ができなくなるため、取り外してください。